

福島県小名浜港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

小名浜港の航行可能な水域及び利用可能な係留施設について

小名浜港では、地震津波被災後、港湾施設の供用を図ってまいりましたが、更に平成23年4月1日12時より、航行可能な水域と係留施設を下記のとおり供用開始します。

記

- 1 航行可能な水域
別添図の「航行可能な水域」（青色）と表示された水域
- 2 追加した利用可能な係留施設
大剣ふ頭地区の専用岸壁（小名浜石油埠頭株）の高圧ガス栈橋

※既に供用している係留施設

- ① 藤原ふ頭第1号岸壁及び同第2号岸壁
- ② 大剣ふ頭第7号岸壁及び同第8号岸壁
- ③ 大剣ふ頭小名浜石油（株）2号危険物栈橋（B）

【留意事項】

- ① 港内には、漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在しています。
- ② 入出港の航行経路は、中央航路とし、原則、日中航行とします。
- ③ 港内には、錨泊できる十分な水域がありませんので、原則、港外錨泊とします。
- ④ 入港できる船舶は、港湾管理者が岸壁使用を認めた船舶及び港内での用務がある船舶とします。

【問い合わせ先】

福島県小名浜港湾建設事務所 電話 0246-54-2111
(いわき市役所小名浜支所内)
東北地方整備局小名浜港湾事務所 電話 0246-53-7100
福島海上保安部 電話 0246-53-7112

